

駒ヶ根市地域公共交通協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、駒ヶ根市地域公共交通協議会規約第11条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により報酬及び費用弁償を受けることができる者（以下「委員等」という。）に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額等)

第2条 委員等に支給する報酬の額及び支給方法は、駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）別表第2の法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている附属機関の委員の項の例による。

2 前項の規定にかかわらず、駒ヶ根市長並びに国、長野県及び駒ヶ根市の機関から選出されている委員等については、報酬は支給しない。

(費用弁償の額等)

第3条 委員等（前条第2項の委員等を除く。）に支給する費用弁償の額及び支給方法は、駒ヶ根市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第23号）の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。